

弁護団見解

(エホバの証人の自己血輸血に関する教理の緩和について)

エホバの証人問題支援弁護団

2026年3月20日に、宗教団体「エホバの証人」の指導機関である「統治体」は、自己血輸血の使用について教理の緩和を発表しました。

この点について、エホバの証人問題支援弁護団（以下「当弁護団」といいます。）の見解は以下のとおりです。

1. 自己血輸血に関する教理の緩和の概要

(1) エホバの証人の輸血に関する信条と歴史

エホバの証人は、1945年以降、輸血を聖書に反するものとしてこれを拒否するようになり、たとえ生命の危険を回避するためであっても、輸血を行う信者について、「断絶」（破門）¹の対象とし、かかる場合には信者（親・兄弟を含む。）から絶交され無視をされる「忌避」の対象としてきました²。

エホバの証人指導部が、信者に対し禁止する輸血には、全血輸血、主要成分輸血だけではなく、手術に先立って自己血を保存しておき、それを術中・術後に使用すること（貯血式自己血輸血などと呼ばれます。以下「自己血輸血」といいます。）も含まれます。

(2) 教理の緩和

今回、統治体の一人であるゲリト・レッシュは、「2026 統治体からの話 (2)」³において、自己血輸血に関する教理を以下の通り緩和することを発表しました。

- 聖書には自己血を医療目的で使用することについて何も書かれていない。
- 医療目的での自己血の使用は信者各自が判断する。これには自己血輸血が含まれる。

なお、今回の教理の緩和は、あくまで自己血を医療目的で使うことが対象であり、他人の血液を医療目的で使う一般的な輸血（以下「同種血輸血」といいます。）については、依然として禁止しています。

2. 当弁護団の見解

(1) 教理の緩和に関する見解

約80年の長期に渡り維持されてきた輸血拒否の教理がわずかながら緩和されたことは、組織の重要な

¹ エホバの証人問題支援弁護団「宗教団体「エホバの証人」における宗教の信仰等に関する児童虐待等に関する実態調査報告書」（本声明において「弁護団報告書」という。）12頁参照 (<https://jw-issue-support.jp/kaisetsu/>)

² 弁護団報告書42頁以降参照 (<https://jw-issue-support.jp/yuketsu/>)、忌避については弁護団報告書194頁以降参照 (<https://jw-issue-support.jp/kihi/>)

³ <https://www.jw.org/en/news/region/global/2026-Governing-Body-Update-2/>

変化であると評価しています。

特に、これまで輸血を行わなければ生命身体に危険がある状況下において、輸血を行うことで忌避による制裁を科せられ家族・友人との関係を遮断されることを選択するか、それとも死亡や重篤な障害に至り得ることを受け入れるかの二者択一を迫られていた信者について、自分や家族の命を守る新たな選択肢ができたことは歓迎すべきことと考えています。

もともと、輸血拒否の核となる教理はなんら変更されておらず、当弁護団が指摘してきた輸血拒否に係る問題が解決されないまま先延ばしにされたことを深く憂慮しています。

(2) 問題点

今回の教理の緩和は、エホバの証人の輸血拒否を取り巻く問題を解決するものではありません。以下はその一例です。

- 同種血輸血が依然として禁止されていること

自己血輸血は、手術の 2、3 週間前からの貯血が必要な場合が多いとされており、緊急手術などの場合に自己血輸血を実施することには困難が伴います。また貯血量にも限界があり、体調面から自己血輸血自体が適さない患者もいるようです。

そのため、緊急手術はもちろんのこと、予め手術日が判明している場合であっても、貯血量不足の場合や術中の大量出血に備えて、同種血輸血を併用する必要があると考えられているようです。

このように、自己血輸血が信者個人の判断で使用できるようになったとしても、医療現場において医師や医療従事者が直面する問題に変化はないものと思われます。

結局のところ、輸血拒否の問題の本質は放置されたままであり、輸血拒否により生じる信者への生命身体への危険が解消されたわけではないことには十分留意が必要です。

- 信者に対して判断を丸投げする姿勢

今回の教理の緩和に伴う自己血輸血の是非について、統治体は、「信者各自が判断する」としています。

これは、エホバの証人の指導部が、教理を変更・緩和するにあたっての常套句であり、いわば従前の教理についての誤謬や判断ミスを公に認めないための手段として機能しており、もって信者をして、自己血輸血を受けいれないこともまた聖書に従うものであって信仰の証であると誤認させるものであるといえます。

この点に関し、特に懸念されることは、自己血輸血について拒否する信者の親の元で育つ 2 世・3 世の未成年・若年の信者の問題です。このような未成年や若年の信者が、信者の親とは独立した判断をして自己血輸血を行うことが本当に可能なのか甚だ疑問であると言わざるを得ません。

むしろ未成年者・若年の信者をもつ信者の親に対しては、子供たちの生命身体への危険がある場合は、親の判断とは別に子供たちの判断を最大限尊重し、躊躇なく自己血輸血を使用するよう明確に述べるべきでした。

- 輸血拒否により死亡その他の重篤な障害を受けた方々への姿勢

統治体は、約 80 年にわたり世界中で信者に対して輸血を拒否するよう指導してきましたが、輸血により死亡等に至った人数を公表していません⁴。

⁴ 輸血拒否による死亡者数の考察については、弁護団報告書 63 頁以下参照 (<https://jw-issue->

この中には、自己血輸血を用いることができれば死亡等に至らなかった信者もいたと思われます。また自己血輸血を使用したことで忌避され、非常な苦しみに置かれた方々もいたことでしょう。そのような方々に対して何ら謝罪や補償をしない姿勢は重大な問題と言わざるを得ません。

3. 弁護団からのお願い

今回の教理の緩和の背景について、エホバの証人の指導部は「聖書には自己血を医療目的で使用するについて何も書かれていない」という自明の事実を理由に挙げているだけであり、詳細は不明です。しかしながら、組織内部での問題提起のみにより、このような緩和がなされたとは考えにくいと思われます。

この点、英国 BBC は、今回の教理の緩和にかかる報道において⁵、昨年 12 月に英国エディンバラの裁判所が、手術後に輸血が必要となった場合、医師が 14 歳のエホバの証人の少女に輸血を行うことができるとの判決を下した例を紹介しています。また今年に入ってから、他の EU 加盟国において、輸血拒否の意思表示をするエホバの証人の 10 代の信者について裁判所命令で輸血を行うことができる旨の判断をしたケースが報告されています⁶。

これらの裁判所命令の動向が、今回の教理の緩和について、どの程度影響を与えたかは不明ですが、エホバの証人の指導部は、世界的に問題になっていた忌避の規則についても、ノルウェー政府によりエホバの証人の同国における登録宗教団体の地位の剥奪が裁判で争われることになると、すぐに規則を緩和する動きを見せており⁷、政府やマスメディアの動きに非常に敏感になっていることは事実のようです。

今回の教理の緩和について、日本を含む世界各国の政府機関・司法機関による支援、マスメディアの幅広い報道、またこれに関心を寄せてくださる一般の方々・元信者の方々の声なき声が、エホバの証人の指導部の重い腰を動かしたものと考えております。

今後も、エホバの証人に関わる問題について、関心を寄せていただきますようお願いいたします。

以上

support.jp/yuketsu/)。

⁵ <https://www.bbc.com/news/articles/c62j31539dwo>

⁶ https://www2.courts.ie/acc/alfresco/fb3ad38f-5b4a-4f8d-bfe1-ec22546f0879/2026_IEHC_134.pdf/pdf

⁷ <https://cne.news/article/4220-jehovahs-witnesses-ease-shunning-rules-after-blow-in-oslo-court>